

# 石垣の所有者は誰!?

—公家町北辺の調査から—

<http://www.kyoto-arc.or.jp>

(公財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館

**はじめに** 2021年1月12日から3月15日にかけて、上京遺跡で発掘調査を行いました。調査地は、烏丸今出川交差点の北西側、岡松町にあたり、北東から南西に傾斜した地形に位置します。調査では、室町時代から江戸時代にかけての遺構を確認することができました。

今回は、これらの遺構のなかでも特に江戸時代の石垣に焦点をあて、この土地の所有者について考えてみようと思います。

**江戸時代の石垣** 調査区西端で全長約20m、残存高約1m、石を3段以上積み、西向きに面をそろえた石垣が見

つかりました(写真1)。使用されていた石材は、長辺が0.4~0.8m、種類はチャート・花崗岩・砂岩などが用いられていました。また、裏込めから出土した土器の年代から、石垣は18世紀頃に造られたことがわかりました。

一般的に石垣を造る目的としては、防御・土砂留め・境界表示が考えられますが、このように立派な石垣を造った目的は何だったのでしょ  
うか? また、この土地に建物を建てようとした人物は、いったい誰だったのでしょ  
うか?

それでは、出土した遺物と18世紀に描かれた絵図から見ていきましょう。

**禁裏御用品の出土** 出土遺物の中で注目されるのが、図1の磁器です。今回の調査では、石垣と同時代に存在していたと考えられる井戸から出土しました(図1)。これらの磁器はいずれも器壁が薄く、特徴的な文様が施されています。1は内面に菊御紋散、竹に梅花散文が施された皿。2は外面に菊御紋が施された椀。3は外面に権威を表す鳳凰文、内面に菊御紋がみられます。化粧のお歯黒を塗った後に口を漱ぐために用いられた嗽椀すすぎわんです。器形や文様は、禁裏御用品と呼ばれる磁器の特徴を示しています。



写真1 江戸時代の石垣(北西から)

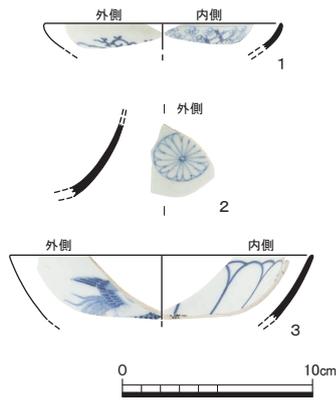


図1 出土した禁裏御用品 (1 : 4)

禁裏御用品とは、宮中で使用される目的で御所から注文製造され、使用後宮中でお仕えする公家や女官達に下賜された十六弁の菊御紋が施された器です。発掘調査では公家町遺跡などから多く出土することで知られています。禁裏御用品が出土したことで、この土地は、天皇などから下賜された器を所持できた人物か、その関係者が所有していたと想定することができます。

18世紀に描かれた絵図 次に宝永5年(1708)に描かれた「御築地廻り公家衆屋鋪割絵図」(図2)を見ましょう。調査地の位置には、「勸修寺屋敷」と書かれています。勸修寺は、藤原北家勸修寺流支流の公家で、家格は名家にあたります。絵図からこの屋敷は、町家に囲まれていることもわかります。描かれた敷地の状況、調査地が北東から南西に傾斜した地形に位置していることなどから、江戸時代の石垣は、西に隣接する町家との境界を示す役割と、土地を造成する際の土留めの役割、2つの役割を果たしていたと考えられます。

また、勸修寺家は、禁裏の南西側にも屋敷がありました。立地や敷地の大きさから、調査地は勸修寺家の別宅の屋敷地にあたると思われます。元来公家の屋敷は「築地の内」に限られていました。しかし、17世紀以降、公家社会の拡大による家の増加、度重なる火災、幕府の政策などが要因となり、屋敷は「築地の内」の外側である町人地にも広がるようになりました。調査地の勸修寺の屋敷も町人地に屋敷地を配給された可能性が考えられます。

まとめ このように、出土遺物や絵図から、調査地の石垣の所有者は勸修寺家と推測することができます。

今回の調査で発見した石垣は、皇族・公家の集住地である公家町が、大火や幕府の政策の中で、当初の範囲を超えて町人の生活空間にまで広がりを見せるようになったことを示すものといえるでしょう。

また、出土した禁裏御用品は小片で点数も少なく、たくさんの遺物の中に埋もれてしまいそうですが、遺跡に住む人物を特定できる貴重な資料となりました。小さな歴史の情報を集めパーツを組み立てていくと思わぬ発見があると感じることのできる調査となりました。

(西田倫子)



図2 18世紀の絵図と調査地の関係図(「御築地廻り公家衆屋鋪割絵図」)

谷直樹編『大工頭中井家建築指図集一中井家所蔵本』思文閣出版を参考にトレース)